

安心で、ほんわりとした健やかな暮らしがいつまでも続くまちを目指して

平成30年6月1日、立地適正化計画を公表し、 都市再生特別措置法に基づく事前届出制度 がスタートしました



●立地適正化計画上の設定区域

伊豆の国市立地適正化計画では、次の3つのエリアを設定しました。

①居住誘導区域

都市計画法に基づく市街化区域内に居住を誘導することで、市街地の人口密度の維持および向上を図る。人口減少の中にあっても、人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保される居住を誘導すべき区域。

②居住誘導区域に含まない区域

都市計画法に基づく市街化区域内で、風致地区や工業地域のほか、法令などに規定されている土砂災害や浸水などの危険のある土地利用規制を再認識すべき区域。

③都市機能誘導区域

医療、福祉、商業などさまざまなもの

●事前届出制度について

都市再生特別措置法に基づく、事前届出制度が始まりました。

居住誘導区域外における一定規模以上の開発行為および建築行為や、都市機能誘導区域外における誘導施設の建築物の建築行為・開発行為を行う場合は、行為の着手の30日前までに届出が必要となります。

※設定区域などの詳細は、都市計画課窓口や市HPで確認できます。

問 都市計画課
☎ 055(948)2909